

改 正 後	改 正 前
令和7年3月5日 制定（国空無機第63283号） 令和7年12月9日 一部改正（国空無機第287750号）	令和7年3月5日 制定（国空無機第63283号）
国土交通省航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長	国土交通省航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長
無人航空機更新講習及び <u>技能証明書返納証明書交付者講習実施要領</u>	無人航空機更新講習及び <u>技能証明書失効再交付講習実施要領</u>
第1章 総則	第1章 総則
1-1 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の82の登録を受けた登録更新講習機関（以下「登録更新講習機関」という。） <u>が行う法第132条の51第3項に定める無人航空機更新講習（以下「無人航空機更新講習」という。）</u> は、登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示（令和7年国土交通省告示第160号。以下「 <u>登録更新講習機関告示</u> 」という。）及び <u>本要領</u> によるものとし、 <u>法第132条の69の登録を受けた登録講習機関（以下「登録講習機関」という。）</u> が、 <u>航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の68第4項の技能証明書返納証明書の交付を受けた者（直近において受けた技能証明の有効期間が満了する日から起算して3年を経過しない者に限る。）</u> に対して行う <u>法第132条の50に定める無人航空機講習（以下「技能証明書返納証明書交付者講習」という。）</u> は、 <u>登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和4年国土交通省告示第59号。以下「<u>登録講習機関告示</u>」という。）</u> 及び <u>本要領</u> によるものとする。	1-1 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の82の登録を受けた登録更新講習機関（以下「登録更新講習機関」という。） <u>が、法第132条の51第3項に基づき実施する無人航空機更新講習（以下「無人航空機更新講習」という。）</u> 及び <u>航空法施行規則第236条の65に基づき実施する技能証明書失効再交付講習（以下「技能証明書失効再交付講習」という。）</u> は、登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示（令和7年国土交通省告示第160号。以下「 <u>告示</u> 」という。）及び <u>この要領（以下「<u>本要領</u>」という。）</u> によるものとする。ただし、本要領により難いやむを得ない事由のため、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長（以下単に「無人航空機安全課長」という。）の承認を受けた場合は、この限りではない。 <u>なお、技能証明書失効再交付講習は、法第132条の53の規定により、技能証明の効力を停止された者を対象とする。</u>
ただし、本要領により難いやむを得ない事由のため、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長（以下単に「無人航空機安全課長」という。）の承認を受けた場合は、この限りではない。	
1-2 無人航空機更新講習及び技能証明書返納証明書交付者講習における実地講習は、 <u>登録更新講習機関告示</u> 及び <u>登録講習機関告示</u> に基づき、以下の場合に実施すること。 (1) 法第132条の53第1項第3号、第4号又は第5号の規定により技能証明の効力を停止された者に対し無人航空機更新講習を行う場合 (2) 技能証明書返納証明書交付者講習を行う場合	1-2 無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習における実地講習（以下「実地講習」という。）は、無人航空機操縦者技能証明（以下単に「技能証明」という。）の資格の区分（一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士）に応じ、次に掲げる無人航空機の種類ごとに行う。なお、無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習における学科講習（以下「学科講習」という。）においては、複数の無人航空機の種類についての技能証明を有する場合にあっては、それぞれの種類について学科講習を受

改 正 後	改 正 前
<p>1-3 <u>登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示に基づき、無人航空機更新講習における実地講習は、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の資格の区分（一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士）に応じ、次に掲げる無人航空機の種類ごとに行い、技能証明書返納証明書交付者講習における実地講習は、直近に受けていた技能証明の資格の区分に応じ、次に掲げる無人航空機の種類ごとに行う。</u></p> <p><u>また、回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機又は回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機に係る実地講習については、当該無人航空機の形態に応じ、該当する資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機又は回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機の実地講習を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>回転翼航空機（マルチローター）</u></li> <li>・ <u>回転翼航空機（ヘリコプター）</u></li> <li>・ <u>飛行機</u></li> </ul> <p><u>なお、無人航空機更新講習及び技能証明書返納証明書交付者講習における学科講習については、登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示に基づき、複数の無人航空機の種類についての技能証明を有する場合にあっては、それぞれの種類について学科講習を受ける必要はなく、技能証明の資格の区分に応じ受講すればよい。</u></p>	<p><u>ける必要はなく、技能証明の資格の区分に応じ受講すればよいものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>回転翼航空機（マルチローター）</u></li> <li>・ <u>回転翼航空機（ヘリコプター）</u></li> <li>・ <u>飛行機</u></li> </ul>
<p>1-3 <u>実地講習は、告示に定めるとおり、法第132条の53の第1項第3号、第4号又は第5号の規定により、技能証明の効力を停止された者に対して実施すること。</u></p> <p><u>回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機又は回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機に係る実地講習については、当該無人航空機の形態に応じ、該当する資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機又は回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機の実地講習を行う。</u></p>	
<p>1-4 1-2 又は 1-3 に該当しない無人航空機に係る実地講習については、実地講習の内容について、<u>あらかじめ</u>無人航空機安全課長と協議すること。</p> <p>1-5 実地講習は、<u>登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示</u>に定める要件を満たす実機又は操縦シミュレーターを用いて実施するものとする。また、実機を用いて実地講習を行う場合には、原則として最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機を使用して行うこととする。ただし、<u>講師及び</u>受講者が最大離陸重量 25kg 未満の限定変更をした技能証明を有する場合には、実地講習を最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して行うことができる。</p> <p>1-6 実地講習は、実機を用いて行う場合は屋外において実施するものとする。ただし、屋根及び柱を有する建築物であって側面に壁がなく吹抜きとなっているもの（これに類する構造のものを含む。）の内部における実地講習</p>	<p>1-4 1-2 又は 1-3 に該当しない無人航空機に係る実地講習については、実地講習の内容について、<u>予め</u>無人航空機安全課長と協議すること。</p> <p>1-5 実地講習は、<u>告示</u>に定める要件を満たす実機又は操縦シミュレーターを用いて実施するものとする。また、実機を用いて実地講習を行う場合には、原則として最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機を使用して行うこととする。ただし、受講者及び<u>講習を担当する法第132条の83において準用する法第132条の70の講師</u>（以下「講師」という。）が最大離陸重量 25kg 未満の限定変更をした技能証明を有する場合には、実地講習を最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して行うことができる。</p> <p>1-6 実地講習は、実機を用いて行う場合は屋外において実施するものとする。ただし、屋根及び柱を有する建築物であって側面に壁<u>又は網等</u>がなく吹抜きとなっているもの（これに類する構造のものを含む。）の内部における実</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、屋外において実施するものとみなす。なお、飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地講習を除き、二等無人航空機操縦士の資格の区分についての技能証明に係る実地講習であって、講習科目を実施できる場合には、屋内において実施してもよい。</p> <p>1-7 実地講習は本要領に記載された順序で実施すること。</p>	<p>地講習は、屋外において実施するものとみなす。なお、飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地講習を除き、二等無人航空機操縦士の資格の区分についての技能証明に係る実地講習であって、講習科目を実施できる場合には、屋内において実施してもよい。</p> <p>1-7 実地講習は本要領に記載された順序で実施するものとし、1-8に記載されたやむを得ない事由により実地講習を中止する場合を除き、各講習科目の実地講習はその日に完了すること。</p>
<p>1-8 実機を用いた実地講習において、受講者が次の各号の事由に該当する場合は講習を中止するものとする。またこのうち、1-8-5から1-8-8に該当する事由により実地講習を中止した場合については、当該事由解消後、再開できるものとする。</p> <p>1-8-1～1-8-6 (略)</p> <p>1-8-7 実機を用いて実地講習を行う場合、5m/s以上の突風、降雨など気象条件により実地講習を実施できないとき。<u>なお、飛行機の実地講習にあっては、これに加えて、講習の実施が難しいと講師が判断する横風（おおむね横風30度以上かつ風速毎秒3メートル以上の場合）を観測したときを含む。</u></p> <p>1-8-8 (略)</p> <p>1-9 <u>無人航空機更新講習事務規程又は無人航空機講習事務規程に基づき、講習を行った日時、場所、科目等講習の内容、講習を行った講師名等を各登録更新講習機関又は登録講習機関において適切に記録すること。</u></p> <p>1-10 <u>無人航空機更新講習の実施において、講習の進行に深刻な支障をきたす等、受講者の技能に重大な疑義が生じた場合は、修了証明書の発行について、あらかじめ無人航空機安全課長と協議すること。</u></p>	<p>1-8 実機を用いた実地講習において、受講者が次の各号の事由に該当する場合は講習を中止するものとする。またこのうち、1-8-5から1-8-8に該当する事由により実地講習を中止した場合については、当該事由解消後、再開できるものとする。</p> <p>1-8-1～1-8-6 (略)</p> <p>1-8-7 実機を用いて実地講習を行う場合、5m/s以上の突風、降雨など気象条件により実地講習を実施できないとき。<u>（飛行機の実地講習にあっては、おおむね30度以上かつ風速3m/s以上の横風を観測した場合）</u></p> <p>1-8-8 (略)</p> <p>1-9 <u>講師又は講師補助員は、講習を行った日時、場所、科目等講習の内容、講習を行った講師名を具体的に記録すること。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第2章 学科講習の内容及び方法</p> <p>2-1 学科講習の内容及び方法は、<u>登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示</u>に定める通りとする。</p> <p>学科講習では、受講者が受講する技能証明の区分に応じて、立入管理措置を講ずる場合、講じない場合に行う飛行を安全に実施するための知識を有するかどうかを確認する。</p> <p>講習は国土交通省航空局無人航空機安全課が提供する紙教材又はデジタル教材及び視聴覚教材を用いて行うこと。ただし、内容が減じられない限りにおいては独自に作成して行うことも妨げない。</p>	<p>第2章 学科講習の内容及び方法</p> <p>学科講習の内容及び方法は、<u>告示</u>に定める通りとする。</p> <p>学科講習では、受講者が受講する技能証明の区分に応じて、立入管理措置を講ずる場合、講じない場合に行う飛行を安全に実施するための知識を有するかどうかを確認する。</p> <p>講習は国土交通省航空局無人航空機安全課が提供する紙教材又はデジタル教材及び視聴覚教材を用いて行うこと。ただし、内容が減じられない限りにおいては独自に作成して行うことも妨げない。</p>
<p>2-2 <u>登録更新講習機関告示に基づき、無人航空機更新講習の学科講習をオンラインで行う場合は、講習修了時に、講習の効果を測定するための修了演習を対面で行い、学科講習の修了を認めることとする必要がある。</u></p>	<p>2-1 <u>オンラインによる学科講習における修了演習</u></p> <p>修了演習の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>講師より、履修する講習の無人航空機の種類に応じた模擬飛行計画を提示</p>

改 正 後	改 正 前
<p>当該修了演習の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>講師より、履修する講習の無人航空機の種類に応じた模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受講者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。</p> <p>受講者の回答に誤りがある場合には講師から指導を行い、不足している知識の補完を行うこと。</p> <p><u>2-3 登録講習機関告示に基づき、技能証明書返納証明書交付者講習の学科講習については、学科講習の講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に対して学科講習を修了したものとすること。</u></p> <p><u>なお、修了確認試験は対面で行うこととする。</u></p>	<p>し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受講者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。</p> <p>受講者の回答に誤りがある場合には講師から指導を行い、不足している知識の補完を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第3章 実地講習</p> <p><u>3-1 概要</u></p> <p><u>3-1-1 実地講習の実施要領は、<u>登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示並びに本章</u>に定めるところによる。</u></p> <p>なお、<u>実地講習を行うに当たり、技能証明新規取得時の実地試験における減点区画をイエローボーン、不合格区画をレッドゾーンと見立て、受講者の操縦する無人航空機がイエローボーンに進入した際は、講師の指示のもと速やかに飛行経路に復帰させることとし、また、レッドゾーンに進入した際は、講師又は補助員が受講者に代わり操縦を行う等により安全を確保すること。</u></p> <p><u>また、イエローボーン又はレッドゾーンに進入した場合以外にも、講師の指示と異なる飛行、監視不足、安全確認不足、ふらつき、不円滑な飛行等を確認した際は、講師は受講者に指導を行い、受講者に安全な飛行や操縦技能の向上の意識付けを行うこと。</u></p> <p><u>3-1-2 技能証明書返納証明書交付者講習については、実地講習の講習修了時に、過去に技能証明を受けたことのない者が新規に技能証明を取得する場合の実地試験と同様の修了審査を行う必要がある。</u></p> <p><u>修了審査は実機で行う必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>また、直近において受けていた技能証明が、昼間飛行、目視内飛行又は最大離陸重量 25kg 未満に係る限定をしないものであった場合には、これらの限定変更に係る修了審査もあわせて行う必要がある。ただし、技能証明書返納証明書交付者が、昼間飛行、目視内飛行又は最大離陸重量 25kg 未満に係る限定をする技能証明を申請しようとする場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>なお、技能証明書返納証明書交付者講習については、修了審査を行う必要</u></p>	<p>第3章 実地講習</p> <p>実地講習の実施要領は、以下に定めるところによる。なお、<u>本要領に定める実地講習において合否の判定や減点は行わないが、技能証明新規取得時の実地試験における減点区画をイエローボーン、不合格区画をレッドゾーンとおき、当該区画に進入した際は講師より、適宜、アドバイスを行い、操縦技能の向上の必要性を意識させること。</u>なお、レッドゾーンに侵入した際は、操作介入を行い安全を確保すること。また、ふらつきや不円滑な飛行、監視不足等が見受けられた際などについても、適宜、指導を行い、受講者に安全な飛行や操縦技能の向上の意識付けを行うこと。</p> <p><u>なお、回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機又は回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機に係る実地講習については、当該無人航空機の形態に応じ、該当する資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機又は回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機の実地講習を行うこと。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>あることを踏まえ、3-2-2(1)～(3)、3-3-2(1)～(3)、3-4-2(1)～(7)、3-5-2(1)～(3)、3-6-3(1)～(5)、3-7-2(1)～(5)に定める制限時間は適用しないものとする。</p>	
<p><u>3-2 一等 回転翼航空機（マルチローター）</u>  <u>3-2-1</u> (略)  <u>3-2-2</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p>	<p><u>3-1 一等 回転翼航空機（マルチローター）</u>  <u>3-1-1</u> (略)  <u>3-1-2</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p>
<p>(1)～(3) (略)  (4) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。)  ※ (1)～(3)について、受講者が講師の指示通りに飛行できない場合は、講師の指導のもと、当該項目を再度実施させること。</p>	<p>(1)～(3) (略)  (4) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。) <u>目安時間は10分とする。</u>  ※ (1)～(3)について、講師の指示通りに飛行できない場合、講師の指示のもと、制限時間内であれば回数を問わず再度操作を実施してもよいが、制限時間を超過した場合は次の手順に進むこととする。</p>
<p><u>3-2-3 登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示に基づき、3-2-2(1)～(3)の操縦演習の合計時間は5分以上でなければならず、3-2-2(4)の振り返り及びフィードバック（操縦演習に基づく指導及び質疑応答）は10分以上でなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3-2-4</u> (略)  <u>3-3 二等 回転翼航空機（マルチローター）</u>  <u>3-3-1</u> (略)  <u>3-3-2</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>(1)～(3) (略)  (4) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。)  ※ (1)～(3)について、受講者が講師の指示通りに飛行できない場合は、講師の指導のもと、当該項目を再度実施させること。</p>	<p><u>3-1-3</u> (略)  <u>3-2 二等 回転翼航空機（マルチローター）</u>  <u>3-2-1</u> (略)  <u>3-2-2</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>(1)～(3) (略)  (4) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。) <u>目安時間は5分とする。</u>  ※ (1)～(3)について、講師の指示通りに飛行できない場合、講師の指示のもと、制限時間内であれば回数を問わず再度操作を実施してもよいが、制限時間を超過した場合は次の手順に進むこととする。</p>
<p><u>3-3-3 登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示に基づき、3-3-2(1)～(3)の操縦演習の合計時間は6分以上でなければならず、3-3-2(4)の振り返り及びフィードバック（操縦演習に基づく指導及び質疑応答）は5分以上でなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3-3-4</u> (略)  <u>3-4 一等 回転翼航空機（ヘリコプター）</u></p>	<p><u>3-2-3</u> (略)  <u>3-3 一等 回転翼航空機（ヘリコプター）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>3-4-1</u> (略)</p> <p><u>3-4-2</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。)</p> <p>※ (1) ~ (7) について、<u>受講者が</u>講師の指示通りに飛行できない場合は、<u>講師の指導のもと、当該項目を再度実施させること。</u></p>	<p><u>3-3-1</u> (略)</p> <p><u>3-3-2</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。) <u>目安時間は10分とする。</u></p> <p>※ (1) ~ (7) について、<u>講師の指示通りに飛行できない場合、講師の指示のもと、制限時間内であれば回数を問わず再度操作を実施してもよいが、制限時間を超過した場合は次の手順に進むこととする。</u></p>
<p><u>3-4-3</u> <u>登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示に基づき、3-4-2 (1) ~ (7) の講習の合計時間は15分以上でなければならず、3-4-2 (8) の振り返り及びフィードバック（操縦演習に基づく指導及び質疑応答）は10分以上でなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3-4-4</u> (略)</p> <p><u>3-5</u> 二等 回転翼航空機（ヘリコプター）</p> <p><u>3-5-1</u> (略)</p> <p><u>3-5-2</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。)</p> <p>※ (1) ~ (3) について、<u>受講者が</u>講師の指示通りに飛行できない場合は、<u>講師の指導のもと、当該項目を再度実施させること。</u></p>	<p><u>3-3-3</u> (略)</p> <p><u>3-4</u> 二等 回転翼航空機（ヘリコプター）</p> <p><u>3-4-1</u> (略)</p> <p><u>3-4-2</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。) <u>目安時間は5分とする。</u></p> <p>※ (1) ~ (3) について、<u>講師の指示通りに飛行できない場合、講師の指示のもと、制限時間内であれば回数を問わず再度操作を実施してもよいが、制限時間を超過した場合は次の手順に進むこととする。</u></p>
<p><u>3-5-3</u> <u>登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示に基づき、3-5-2 (1) ~ (3) の講習の合計時間は10分以上でなければならず、3-5-2 (4) の振り返り及びフィードバック（操縦演習に基づく指導及び質疑応答）は5分以上でなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3-5-4</u> (略)</p> <p><u>3-6</u> 一等 飛行機</p> <p><u>3-6-1・3-6-2</u> (略)</p> <p><u>3-6-3</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後</p>	<p><u>3-4-3</u> (略)</p> <p><u>3-5</u> 一等 飛行機</p> <p><u>3-5-1・3-5-2</u> (略)</p> <p><u>3-5-3</u> 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に全体総括として実施する。)</p> <p>※ (1) ~ (5)について、受講者が講師の指示通りに飛行できない場合は、講師の指導のもと、当該項目を再度実施させること。</p>	<p>に全体総括として実施する。) <u>目安時間は10分とする。</u></p> <p>※ (1) ~ (3)について、講師の指示通りに飛行できない場合、講師の指示のもと、制限時間内であれば回数を問わず再度操作を実施してもよいが、制限時間を超過した場合は次の手順に進むこととする。</p>
<p><u>3-6-4 登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示に基づき、3-6-3 (1) ~ (5)の講習の合計時間は10分以上でなければならず、3-6-3 (6)の振り返り及びフィードバック（操縦演習に基づく指導及び質疑応答）は10分以上でなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3-6-5 (略)</u></p>	<p><u>3-5-4 (略)</u></p>
<p><u>3-7 二等 飛行機</u></p>	<p><u>3-6 二等 飛行機</u></p>
<p><u>3-7-1 (略)</u></p>	<p><u>3-6-1 (略)</u></p>
<p><u>3-7-2 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</u></p>	<p><u>3-6-2 当該講習科目の実施要領は以下の通りとする。</u></p>
<p>(1) ~ (5) (略)</p>	<p>(1) ~ (5) (略)</p>
<p>(6) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。)</p>	<p>(6) 受講者は飛行全体を通じた振り返りを行い、講師より、全体を通じたフィードバックを提示する。(飛行中も必要に応じて実施するが、飛行後に全体総括として実施する。) <u>目安時間は5分とする。</u></p>
<p>※ (1) ~ (5)について、受講者が講師の指示通りに飛行できない場合は、講師の指導のもと、当該項目を再度実施させること。</p>	<p>※ (1) ~ (5)について、講師の指示通りに飛行できない場合、講師の指示のもと、制限時間内であれば回数を問わず再度操作を実施してもよいが、制限時間を超過した場合は次の手順に進むこととする。</p>
<p><u>3-7-3 登録更新講習機関告示及び登録講習機関告示に基づき、3-7-2 (1) ~ (5)の講習の合計時間は15分以上でなければならず、3-7-2 (6)の振り返り及びフィードバック（操縦演習に基づく指導及び質疑応答）は5分以上でなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3-7-4 (略)</u></p>	<p><u>3-6-3 (略)</u></p>
<p>第4章 実地講習において実機を用いる場合の安全の確保</p>	<p>第4章 実地講習において実機を用いる場合の安全の確保</p>
<p>4-1 安全確保に関する責務</p>	<p>4-1 安全確保に関する責務</p>
<p>4-1-1 受講者</p>	<p>4-1-1 受講者</p>
<p>受講者は、無人航空機の操縦を行う者として、安全の確保を最優先とした操縦を実施し、実地講習を安全に遂行するための責任を有する。</p>	<p>受講者は、無人航空機の操縦を行う者として、安全の確保を最優先とした操縦を実施し、実地講習を安全に遂行するための責任を有する。</p>
<p>4-1-2 講師</p>	<p>4-1-2 講師</p>
<p>講師は、受講者の操縦状況や操縦能力を適切に確認できる位置において実地講習を実施する。実機を用いて実地講習を行う際、安全確保に必要と判断される場合は、受講者に代わって操縦を行う又は実地講習を補助する者（補助員等）に対し受講者に代わって操縦を行うように指示する（回転翼航空機（マルチローター））を除く。）。</p>	<p>講師は、受講者の操縦状況や操縦能力を適切に確認できる位置において実地講習を実施する。実機を用いて実地講習を行う際、安全確保に必要と判断される場合は、受講者に代わって操縦を行う又は実地講習を補助する者（補助員等）に対し受講者に代わって操縦を行うように指示する（回転翼航空機（マルチローター））を除く。）。</p>

改 正 後	改 正 前
4-2 講習中の安全を確保するために、講師は実地講習開始前に、受講者及び補助員等の必要な者に講習中の安全確保に係る責務等についてブリーフィングを実施すること。	4-2 講習中の安全を確保するために、講師は実地講習開始前に、受講者及び補助員等の必要な者に講習中の安全確保に係る責務等についてブリーフィングを実施すること。
4-3 実地講習にあたり、受講者、講師、講師補助員及び受講者補助員は、 <u>無人航空機を飛行させる際の安全を確保するため、ヘルメット、ゴーグル及びサングラス等</u> を着用すること。	4-3 実地講習にあたり、受講者、講師、講師補助員及び受講者補助員は、 <u>ヘルメット及びゴーグル（メガネ、サングラス等の機能上ゴーグルに類するものを含む）</u> を着用すること。
4-4 講師補助員は <u>登録更新講習機関又は登録講習機関</u> に所属する者であり、無人航空機の飛行原理、実地講習の具体的な内容及び手順を理解していること。また、講師補助員が操作介入も行う場合は、当該講師補助員は講師の要件を満たすこと。	4-4 講師補助員は <u>登録更新講習機関</u> に所属する者であり、無人航空機の飛行原理、実地講習の具体的な内容及び手順を理解していること。また、講師補助員が操作介入も行う場合は、当該講師補助員は講師の要件を満たすこと。

第5章 その他  
(略)

第5章 その他  
(略)

附 則（令和7年12月9日付け 国空無機第287750号）

（施行期日）

この通達は、令和7年12月9日から施行する。